

名古屋港管理組合公報

平成22年8月13日

(金曜日)

第460号

目次

○利用料金の額の承認 1

告 示

名古屋港管理組合告示第29号

名古屋港湾会館条例（昭和46年名古屋港管理組合条例第6号）第5条第2項の規定に基づき、平成22年9月1日以後の利用から適用される名古屋港湾会館の利用料金の額を次のように承認した。

平成22年8月13日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港湾会館の利用料金の額

施設の区分	使用単位	利用料金（単位円）	
会議室	第1会議室	午前	10,000
		午後	12,000
		夜間	15,000
		全日	28,000
		午前の時間外1時間につき	3,400
		夜間の時間外1時間につき	4,500
		第2会議室 第3会議室	午前
	午後		7,000
	夜間		9,000
	全日		19,000
	午前の時間外1時間につき		2,100
	夜間の時間外1時間につき		2,700
	第4会議室 第5会議室		午前
		午後	6,500
		夜間	8,500
		全日	16,000
		午前の時間外1時間につき	1,700
		夜間の時間外1時間につき	2,600
		第6会議室 第7会議室	午前
	午後		4,000
夜間	5,000		
全日	11,000		
午前の時間外1時間につき	1,000		
夜間の時間外1時間につき	1,500		

備考

- 午前とは、午前9時から午後零時30分まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後5時30分から午後9時30分まで、全日とは、午前9時から午後9時30分までをいい、午前の時間外とは、午前又は全日の使用単位に引き続き午前9時前の1時間を、夜間の時間外とは、夜間又は全日の使用単位から引き続き午後9時30分後の1時間をいう。
- 特別の設備又は器具により電力、ガス又は水道を使用して施設を使用した場合は、指定管理者が認定した実費相当料を当該施設の利用料金に加算する。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合